

平成30年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、平成30年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口を設け、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施するもの。

(2) 平成30年度における内部公益通報の受理件数

2件（参考：平成29年度 3件）

(3) 内部公益通報の概要等

- ① 総務局において、過去、私物パソコンを職場に持ち込み、勤務時間中にDVDを複製する等の服務規律に関する通報があったが、通報対象の事実があるとの判断には至らなかった。
- ② 総務局において、同僚職員に対して電話による業務妨害等に関する通報があり、調査の結果、公益監察員から改善するよう求められた。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者（市職員等以外の労働者）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 平成30年度における外部公益通報の受理件数

0件（参考：平成29年度 0件）